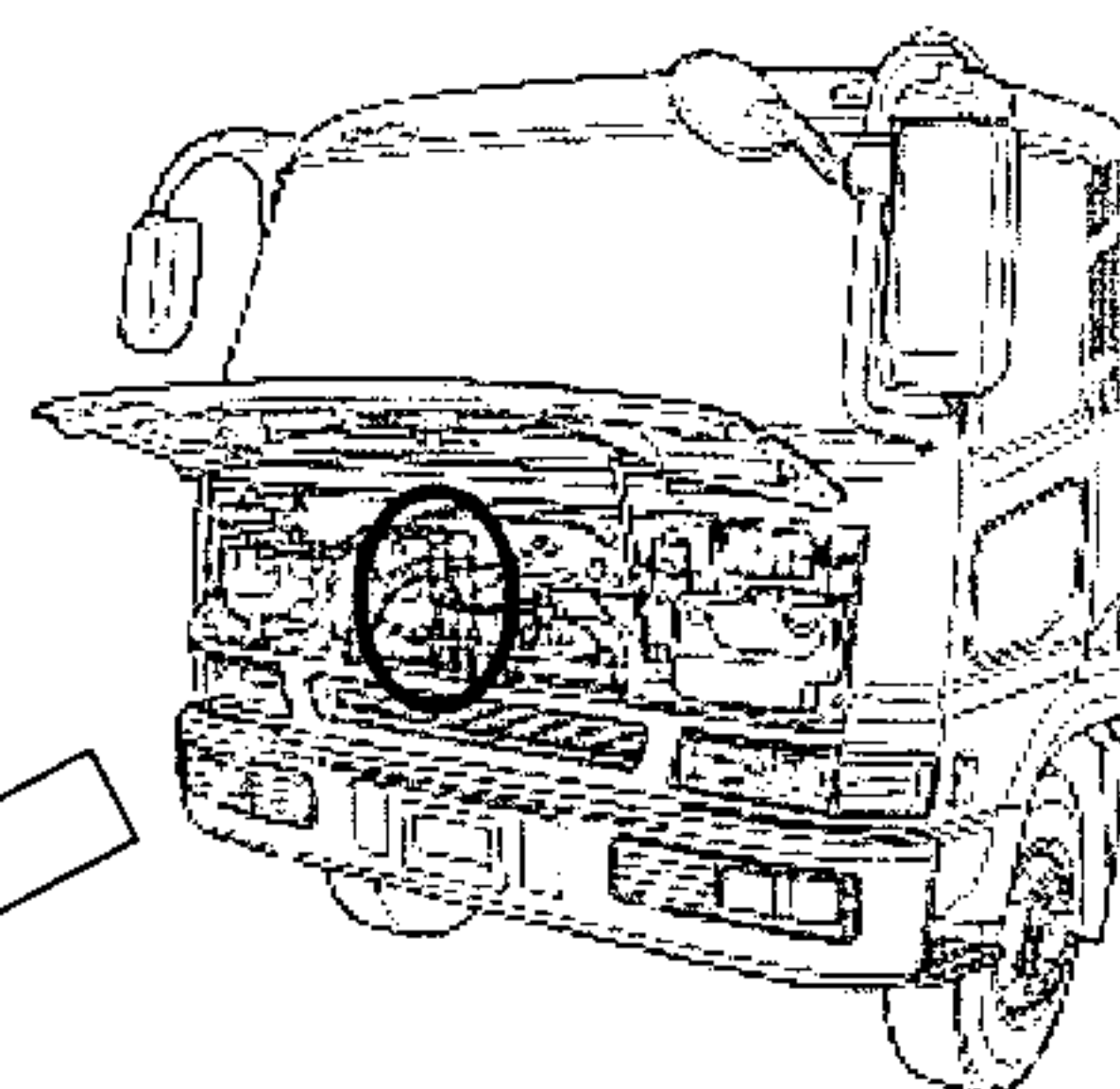
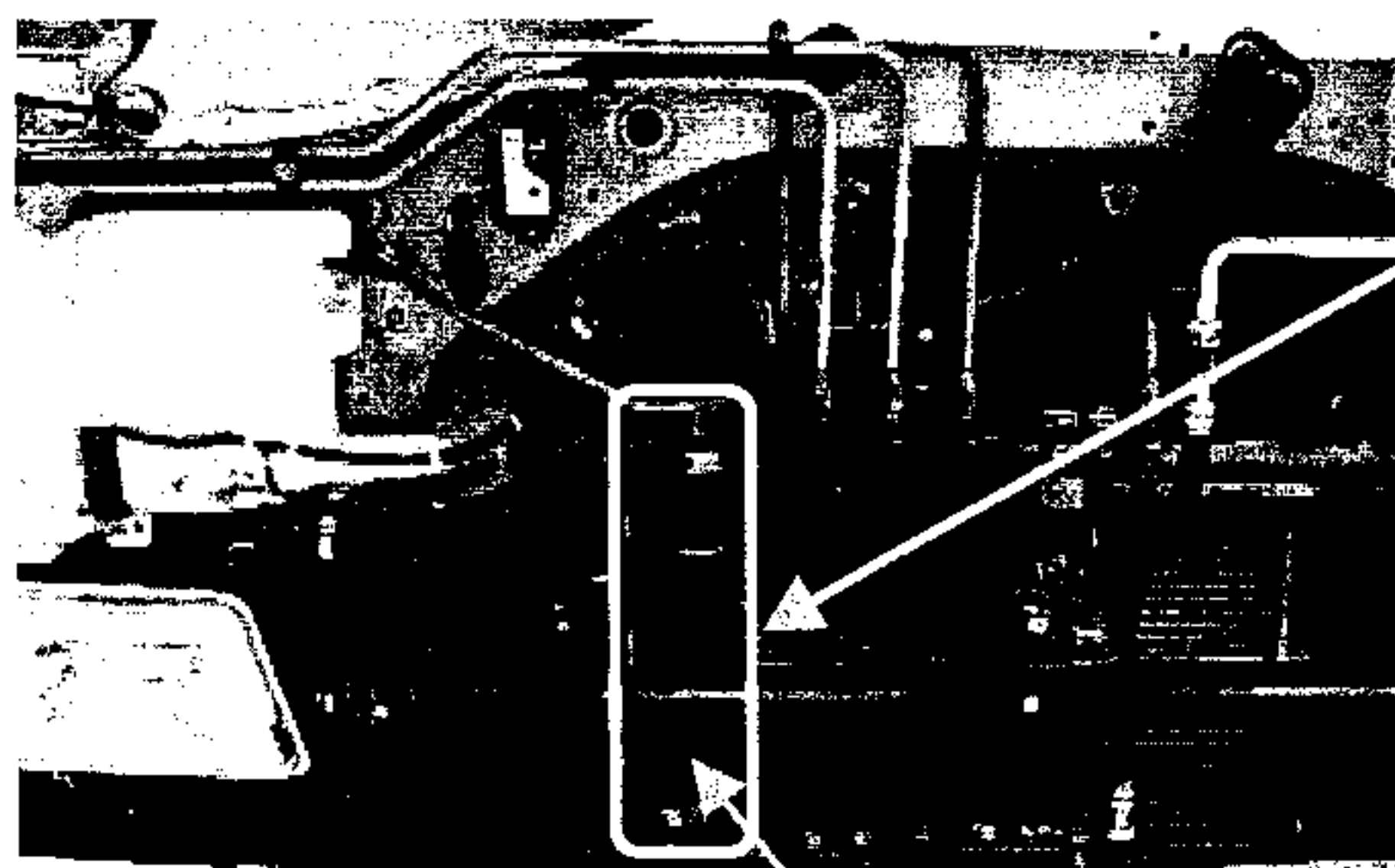


改善箇所説明図



基準不適合箇所



電気配線

車両前部の車枠と車体間の電気配線において、低温時の車体上下動に対する当該配線被覆材の耐久性が不足しているため、走行時の車両振動等により、当該配線の被覆に亀裂が入るものがある。

そのため、そのままの状態で使用を続けると、被覆が損傷して芯線が腐食断線し、最悪の場合、灯火類が点灯しなくなる、又は、エンジンが停止して再始動不能となるおそれがある。

改善の内容

全車両、当該部の電気配線を対策品と交換する。なお、対策品の全数供給に時間を要するため、当面の暫定措置として当該電気配線を点検し、亀裂・損傷の認められる場合は補修あるいは、対策品と交換する。損傷のない車両は、後日対策品と交換する。

注：□ は、交換部品を示します。

識別：作業完了車には、助手席リヤドアピラーストライカー付近に「HD-08」の文字が記載されたシールを貼付ける。暫定対策：青色 恒久対策：白黄色